

平成27年度横浜市新墓園事業費会計予算

平成27年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 252,474 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		61,769 ^{千円}
	1 使用料	61,689
	2 手数料	80
2 財産収入		80
	1 財産運用収入	80
3 繰入金		41,574
	1 基金繰入金	41,574
4 繰越金		50
	1 繰越金	50
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
6 市債		149,000
	1 市債	149,000
歳 入 合 計		252,474

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		93,474 ^{千円}
	1 事業費	93,474
2 日野公園墓地納骨堂事業費		149,000
	1 施設整備費	148,551
	2 公債費	449
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		252,474

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
日野公園墓地納骨堂整備工事 請負契約の締結に係る予算外 義務負担	平成28年度	限度額 56,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
日野公園墓地 納骨堂整備費	千円 149,000	市債証券の発行または 普通貸借の方法による。 起債の時期は平成27会 計年度。ただし、その全 部または一部を翌年度以 後に繰り越し、起債する ことができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間 を含め、30年以内に償還する。た だし、本期間中、未償還額の範囲 内において借り換えることができ る。 公的資金を借り入れる場合は、 その融通条件による。
計	149,000			